

施策の目標2

安心して暮らし続けるための環境づくり

施策1 在宅医療・介護連携の推進

施策の方向性

- 医療機関と介護事業所、そこで働く医療と介護の専門職の連携推進を進め、市民が住み慣れた自宅やその地域で最期まで暮らし続けることができる体制づくりを進め、その機運が市民に感じていただけるよう、さらに取り組みを強化します。
- 在宅医療や急変時の対応など医療の機能分担や、人生の最終段階における医療や介護についてあらかじめ話し合い、また繰り返し話し合うこと（ACP：アドバンス・ケア・プランニング）の必要性を理解していただく取り組みを始めます。
- 生活圏域、保健医療圏を考慮し、鳥取県東部地域1市4町で連携し、在宅医療・介護連携の推進に取り組みます。

具体的な施策

1 関係機関との連携の推進と課題の検討

- 医療・介護・福祉・行政機関が参画する「東部地区在宅医療介護連携推進協議会」、鳥取県東部医師会と東部地域1市4町で協働設置した「東部医師会在宅医療介護連携推進室」を中心に、在宅医療・介護連携の推進に引き続き取り組みます。

【主な取組】 ※ [] …取組みの方向性

- ・ 東部地区在宅医療介護連携推進協議会を中心とした取り組み **【継続】**
- ・ 東部医師会在宅医療介護連携推進室の運営 **【継続】**

2 医療・介護関係者への支援

- 医療・介護関係者からの在宅医療・介護連携に関する相談の窓口を運営します。
- 医療・介護関係者が参加する多職種研修会を企画・開催します。研修会開催による顔の見える関係性づくりと在宅医療、医療と介護の連携に関する知識の向上により、急性期病院の退院時、在宅等での療養時、看取りの時期などそれぞれの場面において、市民の思いに寄り添い満足いただける説明や対応ができる人材の育成に取り組みます。

【主な取組】 ※ [] …取組みの方向性

- ・東部医師会在宅医療介護連携推進室での相談業務の実施 **【継続】**
- ・多職種研修会の開催 **【継続】**
- ・ファシリテーション・プレゼンテーション能力の養成研修 **【継続】**

区分	単位	第6期			第7期		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
多職種研修会	回	6	7	10	10	10	10

※H29年度以降は見込

3 住民啓発の推進

- 在宅医療など医療提供体制・機能分担について、人生の最終段階における医療・介護についてあらかじめ話し合い、また繰り返し話し合うこと（ACP：アドバンス・ケア・プランニング）の必要性を理解していただくため、市民への情報提供、啓発に取り組みます。
- 介護保険制度や自助・互助、ACPの重要性を市民自らが考えたり、話し合う寸劇を活用した住民啓発学習会を開催します。また、地域が実施するこのような学習会の開催を支援します。
- 様々な実体験を有する医師をはじめとする医療従事者が、ACPの啓発や住民啓発学習会において、直接市民へ語りかける機会を多く提供できるよう取り組みます。

【主な取組】 ※ [] …取組みの方向性

- ・アドバンス・ケア・プランニングの情報提供、啓発 **【新規】**
- ・在宅医療・介護連携推進に係る住民啓発学習会の開催（支援）**【継続】**

【主な事業量】（※H29は見込）

区分	単位	第6期			第7期		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
住民啓発学習会	回	1	1	4	4	4	4

※H29年度以降は見込

4 在宅医療・介護の提供体制の構築推進

- 病院の入院・退院・転院時、在宅等での療養時、療養中の急変時、看取りの時期などすべての場面において、切れ目がなくスムーズに連携できる体制を構築するた

め、課題の抽出、対応策の検討を進めます。

- 市民に対して、丁寧な説明、可能な医療・介護の内容提示、考える時間的余裕などを効率よく説明・提供できるようにするため、多職種研修による人材育成のほか、情報共有のあり方、共通した情報ツール、情報の伝達方法など、各機関・各職種間の情報連携体制の推進について、施策の検討や実施を進めます。

【主な取組】 ※ [] …取組みの方向性

- ・ 東部の病院間の地域連携に関する協議会との協働 **【継続】**
- ・ 各機関・各職種間の情報共有についての施策検討、実施 **【継続】**

施策の目標 2**安心して暮らし続けるための環境づくり****施策 2 包括的な支援体制の構築****施策の方向性**

- 福祉に関する総合相談対応や、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援など、地域支援事業の包括的支援事業の適正な実施と取り組み内容の充実を図ります。
- 地域包括ケアシステムの構築や地域共生社会の実現に向けて、地域福祉の最前線で高齢者支援に取り組む地域包括支援センターの機能を強化します。
- 「地域ケア会議」の開催により、自立支援型ケアマネジメントの普及展開を図り、高齢者の自立支援や介護予防・重度化防止を推進します。
- 災害時に被害を受けやすい高齢者の安全・安心を確保するため、地域の共助によって高齢者が避難等の支援の受けられる体制づくりを推進します。

具体的な施策**1 包括的支援事業の推進****(1) 総合相談支援**

- 地域包括支援センターは、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等が、それぞれの専門性を活かし、連携しながら1つのチームとして相談支援に取り組んでいます。
- 買い物や見守り、調理等の日常生活を送る上での困りごとや、社会的孤立、生活困窮、さらには介護や医療など多様で複雑な相談も、他の支援機関とも連携して、丁寧に解決に向けて対応します。
- 地域包括支援センターの認知度をさらに高める努力を続け、また、地域住民や福祉関係者、介護事業者、医療機関、警察等といった皆さんとの信頼関係を深めていくことで、支援が必要な高齢者やその家族からのSOSを早期にキャッチし、適切な支援を迅速に行えるよう取り組みます。

(2) 権利擁護

- 高齢者が安心して尊厳ある暮らしを維持できるよう、成年後見制度の利用支援や老人福祉施設等への入所措置の実施、虐待対応に迅速かつ適切に取り組めます。
- 生活課題が複合化・複雑化しているような、いわゆる支援困難ケースに対しては、地域包括支援センターの専門職が相互に連携し、組織を挙げて対応を進めます。

- 近年増加している高齢者の消費者被害の防止に向けて、日頃から地域の高齢者や介護支援専門員等に対して情報提供・注意喚起を行うとともに、地域包括支援センターへ高齢者から消費者被害に関する相談があった際には、消費生活センター等と連携して対応します。さらに、法的支援が併せて必要な相談等については、日本司法支援センター（法テラス）などの専門機関とも連携して対応していきます。

（３）包括的・継続的ケアマネジメント支援

- 高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域の医療機関と介護事業者、さらに福祉関係者等との連携体制を構築し、担当の介護支援専門員との連携の効果を最大限活用して、高齢者の身体状況や希望に応じて、必要な医療・在宅介護・施設介護が切れ目なく利用できる体制づくりに取り組みます。
- 介護支援専門員が、地域で開催される健康づくりの事業や趣味など生涯学習のサークル活動、さらには老人クラブ活動やボランティア活動といった、介護保険サービスを除く、様々な人と人との交流がある事業をケアマネジメントに導入できるよう、地域の情報収集に取り組みます。
- 介護支援専門員からの相談対応やケアマネジメントの技術指導、事例検討会や研修会の実施、制度や施策に関する情報提供など、介護支援専門員の資質向上に取り組みます。
- 介護支援専門員相互の情報交換やネットワークづくりに取り組み、円滑な業務実施を支援します。
- 介護支援専門員が担当する支援困難ケースについて、地域包括支援センターや地域の関係者、医療や福祉といった関係する機関との連携により、具体的な支援方を共に模索していくとともに、必要な指導助言を行います。

【主な取組】 ※〔 〕…取組みの方向性

- ・総合相談支援 **〔継続〕**
- ・権利擁護 **〔継続〕**
- ・包括的・継続的ケアマネジメント支援 **〔継続〕**

区分	単位	第6期			第7期		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
相談対応	延べ件数	5,660	7,174	7,317	7,463	7,612	7,764
訪問対応	延べ件数	11,288	11,490	11,720	11,954	12,193	12,437

※H29年度以降は見込

2 地域包括支援センターの機能強化

- 地域包括支援センターは、高齢者福祉の総合窓口であることから、福祉の支援が必要な人への対応はもとより、介護予防への取り組みにも積極果敢に取り組み、さらに地域の福祉関係者、介護事業者等との連携により、地域福祉向上のけん引役としての役割も果たしていきます。
- 多様化し、増加し続ける高齢者福祉ニーズに限られた人員で対応していくため、運営委託などの多様な事業実施方法について検討を進め、市民サービス向上に努めます。
- 「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現に向け、地域包括支援センターに求められる役割が多様化していくことが見込まれます。地域で暮らす福祉の支援が必要な皆さんの総合相談窓口としての機能をはたすよう、組織の役割を見直します。
- 地域包括支援センターへの介護保険サービス利用などの取次窓口業務を委託している「地域介護支援センター」との事業連携内容を見直し、地域福祉の取り組みの更なる充実を図ります。

【主な取組】 ※ [] …取組みの方向性

- ・地域包括支援センターのあり方検討 **【新規】**
- ・職員体制の充実・強化 **【継続】**
- ・地域包括支援センターの質の向上 **【継続】**
- ・地域共生社会の実現に向けた地域包括支援センター機能の検討 **【新規】**
- ・地域介護支援センターとの連携強化 **【新規】**

区分	単位	第6期			第7期		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
地域包括支援センター	箇所	5	5	5	5	6	6

※H29年度以降は見込

3 地域ケア会議の推進

- 地域の医療や介護、福祉等の専門職で構成する『自立支援型「地域ケア会議」』を開催し、介護支援専門員が行う個別のケアマネジメントに対しての助言により、介護支援専門員のケアマネジメント力の向上と、高齢者の自立支援の充実に取り組みます。
- 認知症や虐待、生活困窮等の支援困難ケースに対しては、地域の福祉関係者、医

療、介護、司法といった専門職を構成員として会議を随時開催し、支援の実施に取り組めます。

- 個別事例の検討で明らかとなった地域課題については、介護保険事業計画・高齢者福祉計画作成委員会等で対応策を検討します。

【主な取組】 ※ [] …取組みの方向性

- ・地域ケア会議の開催 **【拡充】**

区分	単位	第6期			第7期		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
地域ケア会議	開催箇所	—	—	2	3	5	6

※H29年度以降は見込

4 災害時の支援体制づくり

- 災害時に自力での避難が困難な寝たきりの高齢者等の迅速かつ安全な避難を、地域の共助によって支援する「避難行動要支援者支援制度」の普及を推進します。
- 自治会や自主防災会など地域における「互助」の活動を推進し、災害時に被害を受けやすい高齢者の日ごろからの把握や見守り、さらには地域の関係者による避難支援の体制づくりに取り組めます。
- 寝たきりの高齢者など、一般の避難所での共同生活が困難な人が安心して避難生活ができる「福祉避難所」の確保に努めます。

【主な取組】 ※ [] …取組みの方向性

- ・避難行動要支援者支援制度の普及 **【継続】**
- ・地域での要配慮者の把握と避難支援の体制づくり **【継続】**
- ・福祉避難所の確保 **【継続】**

施策の目標 2

安心して暮らし続けるための環境づくり

施策3 介護サービスの充実

施策の方向性

- 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、一人ひとりの状況に応じて自立支援に向けた介護保険の在宅サービスが適切に提供される体制の確保に努めます。
- 24 時間対応可能な地域密着型サービス（定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護）の整備・利用を推進します。
- 様々なサービスを利用しても在宅生活が困難な高齢者のために、要介護高齢者の状態に対応した施設・居住系サービスを計画的に整備します。
- 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、必要となる介護サービス見込み量の確保に努めます。

具体的な施策

1 居宅サービスの充実

- 居宅サービスの利用状況等にかかる情報の提供などにより、介護保険サービス事業者の適正な参入を図るとともに、介護保険サービス事業者への制度等に関する必要な情報の提供などにより、適切なサービスが提供される体制の確保に努めます。

【主な取組】 ※ [] …取組みの方向性

- ・ 居宅サービスの確保 **【継続】**

（１）訪問介護

- ホームヘルパーが居宅に訪問して、入浴・排せつ・食事等の介護、その他調理・洗濯・掃除等の日常生活上の世話をを行います。

区分	単位	第6期			第7期		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
訪問介護	回／月	19,790.3	19,182.8	18,499.1	19,014.7	18,059.1	17,781.5
	人／月	1,015	968	932	922	863	828

※H29 年度以降は見込

(2) 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

- 居宅に浴槽を搬入して、介護職員・看護職員が入浴の介護を行います。

区分	単位	第6期			第7期		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
訪問入浴介護	回／月	474	426	388	402.2	372.7	379.4
	人／月	95	83	75	76	68	67
介護予防訪問入浴介護	回／月	0.8	2.1	1.5	0.0	0.0	0.0
	人／月	0	1	1	0	0	0

※H29年度以降は見込

(3) 訪問看護・介護予防訪問看護

- 看護師等が居宅を訪問し、主治医の指示に基づき療養上の世話または必要な診療の補助を行います。

区分	単位	第6期			第7期		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
訪問看護	回／月	3,409.0	3,452.2	3,788.1	4,418.2	4,745.6	5,199.3
	人／月	407	386	413	477	510	565
介護予防訪問看護	回／月	378.9	477.8	606.1	692.1	786.6	834.2
	人／月	48	61	84	103	126	148

※H29年度以降は見込

(4) 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

- 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が居宅を訪問し、主治医の指示に基づき理学療法・作業療法・言語療法その他必要なリハビリテーションを行います。

区分	単位	第6期			第7期		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
訪問リハビリテーション	回／月	786.5	727.0	1,070.3	1,613.0	2,065.6	2,679.0
	人／月	72	67	85	115	130	152
介護予防訪問リハビリテーション	回／月	182.7	201.0	226.8	249.6	260.6	320.0
	人／月	18	21	23	24	24	28

※H29年度以降は見込

(5) 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

- 医師、歯科医師、薬剤師、看護職員、歯科衛生士、管理栄養士が居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。

区分	単位	第6期			第7期		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
居宅療養管理指導	人／月	433	536	620	787	866	980
介護予防居宅療養管理指導	人／月	38	53	65	75	86	97

※H29年度以降は見込

(6) 通所介護

- デイサービスセンターにおいて、入浴・食事等の日常生活上の世話、機能訓練を行います。

区分	単位	第6期			第7期		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
通所介護	回／月	31,403	25,871	26,302	28,164.5	28,211.1	28,798.0
	人／月	2,493	2,094	2,111	2,230	2,219	2,258

※H29年度以降は見込

(7) 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

- デイケアセンターへの通所により、理学療法・作業療法その他必要なリハビリテーションを行います。

区分	単位	第6期			第7期		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
通所リハビリテーション	回／月	6,440.2	6,010.0	5,994.9	6,461.0	6,402.9	6,598.4
	人／月	703	647	643	687	677	691
介護予防通所リハビリテーション	人／月	285	292	275	260	248	238

※H29年度以降は見込

(8) 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

- 特別養護老人ホームへの短期入所により、入浴・排せつ・食事等の介護、その他日常生活上の世話及び機能訓練を行います。

区分	単位	第6期			第7期		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
短期入所生活介護	日／月	3,358.7	3,626.2	4,117.8	5,392.6	5,975.4	6,922.3
	人／月	303	315	361	457	495	554
介護予防短期入所生活介護	日／月	48.5	72.3	109.2	153.0	191.7	252.8
	人／月	11	12	17	22	26	32

※H29年度以降は見込

(9) 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

- 介護老人保健施設等への短期入所により、看護、医学的管理下の介護と日常生活上の世話及び機能訓練を行います。

区分	単位	第6期			第7期		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
短期入所療養介護	日／月	802.9	826.5	755.8	832.9	797.5	869.1
	人／月	102	105	92	94	84	85
介護予防短期入所療養介護	日／月	14.0	21.8	12.1	0.0	0.0	0.0
	人／月	2	3	1	0	0	0

※H29年度以降は見込

(10) 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

- 日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸与します。

区分	単位	第6期			第7期		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
福祉用具貸与	人／月	2,371	2,404	2,464	2,775	2,733	2,798
介護予防福祉用具貸与	人／月	701	755	794	828	863	897

※H29年度以降は見込

(11) 特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売

- 貸与になじまない入浴や排せつに必要な福祉用具の購入費用に対して給付を行います。

区分	単位	第6期			第7期		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
特定福祉用具販売	人／月	43	41	49	64	70	79
特定介護予防福祉用具販売	人／月	22	22	21	20	20	22

※H29年度以降は見込

(12) 住宅改修・介護予防住宅改修

- 手すりの取り付けなどの住宅改修にかかる費用に対して給付を行います。

区分	単位	第6期			第7期		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
住宅改修	人／月	35	36	31	31	29	30
介護予防住宅改修	人／月	27	28	21	14	5	1

※H29年度以降は見込

(13) 居宅介護支援・介護予防支援**ア 居宅介護支援**

- 要介護と認定された人が居宅において介護サービスを受ける際、介護支援専門員（ケアマネジャー）が要介護者の希望に基づき適正なサービスが計画的に受けられるよう、居宅介護サービス計画（ケアプラン）を作成します。

イ 介護予防支援

- 要支援と認定された人に対して、地域包括支援センターのスタッフが自立を促す介護予防サービス計画を作成します。

区分	単位	第6期			第7期		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
居宅介護支援	人／月	3,880	3,849	3,863	4,071	3,948	3,938
介護予防支援	人／月	1,733	1,799	1,697	857	800	743

※H29年度以降は見込

(14) 共生型サービス

- 「我が事・丸ごと」の地域共生社会の実現に向け、高齢者と障がい児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障がい福祉制度に新たに位置付けられた「共生型サービス」について、事業者の参入意向を注視し、障がい福祉所

管課と連携を図りながら、制度に関する情報の提供を行うなど、適切なサービス提供に向けて必要な支援を行います。

2 地域密着型サービスの充実

- 24 時間対応可能な地域密着型サービス（定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護）を適切に提供できるよう、整備の促進を行うとともに、サービスの周知や質の向上に向けた取組を推進します。

【主な取組】 ※ [] …取組みの方向性

- ・地域密着型サービスの確保 **【継続】**

（１）定期巡回・随時対応型訪問介護看護

- 日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が一体的に、または密接に連携しながら、居宅への定期的な巡回訪問や通報による訪問を行い、入浴、排せつ、食事等の日常生活上の介護を行うほか、主治医の指示のもと、看護師等が療養上の世話または必要な診療の補助を行います。
- 平成 25 年度から平成 29 年度までに 3 事業所が整備されています。今後も未整備の日常生活圏域への整備を目指すとともに、サービスを必要としている方に必要なサービスが提供できるよう、サービスの周知の徹底を図り、サービスの普及に努めます。

区分	単位	第 6 期			第 7 期		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人／月	13	8	12	44	48	56

※H29 年度以降は見込

（２）認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

- デイサービスセンターにおいて、認知症の方に入浴・食事等の日常生活上の世話、機能訓練を行います。
- 事業者向けの研修などを実施し、サービスの質の向上につながるよう支援します。

区分	単位	第6期			第7期		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
認知症対応型通所介護	回／月	1,762.3	1,911.7	1,699.6	1,757.8	1,601.0	1,445.4
	人／月	137	146	138	157	157	161
介護予防認知症対応型通所介護	回／月	14.3	18.8	25.7	42.4	33.6	49.5
	人／月	3	3	4	5	4	5

※H29年度以降は見込

(3) 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

- 「通い」、「訪問」、「宿泊」サービスを柔軟に組み合わせ、入浴・排せつ・食事等の日常生活上の介護や機能訓練を行います。
- すべての中学校区に1以上の事業所が整備されていますが、在宅介護を強力に支援する重要な拠点であることから、需給バランスを考慮しながら今後もきめ細やかな整備を目指します。
- 事業者向けの研修などを実施し、サービスの質の向上につながるよう支援します。

区分	単位	第6期			第7期		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
小規模多機能型居宅介護	人／月	496	545	564	666	721	799
介護予防小規模多機能型居宅介護	人／月	64	68	66	67	71	75

※H29年度以降は見込

(4) 看護小規模多機能型居宅介護

- 在宅の要介護者に対して、訪問看護と小規模多機能型居宅介護を組み合わせる一体的なサービスを提供します。
- 第7期計画において、1事業所以上の整備を目指します。また、既存の小規模多機能型居宅介護からの看護小規模多機能型居宅介護への転換を推進します。

区分	単位	第6期			第7期		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
看護小規模多機能型居宅介護	人／月	0	0	0	29	29	29

※H29年度以降は見込

(5) 地域密着型通所介護

- 定員 18 人以下の小規模なデイサービスセンターにおいて、入浴・食事等の日常生活上の世話、機能訓練を行います。
- 事業者向けの研修などを実施し、サービスの質の向上につながるよう支援します。

区分	単位	第 6 期			第 7 期		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
地域密着型通所介護	回／月		6, 255. 1	6, 642. 9	7, 724. 9	8, 137. 9	9, 003. 8
	人／月		553	545	566	542	536

※H29 年度以降は見込

3 施設・居住系サービスの充実

- 様々なサービスを利用しても在宅生活が困難な高齢者の施設・居住系サービスのニーズに対応するため、住み慣れた地域での住み替えが可能となる認知症高齢者生活介護（認知症高齢者グループホーム）、地域密着型特定施設入居者生活介護（介護付き有料老人ホーム等）の小規模施設の整備を行い、居住形態・サービスの多様な選択肢の確保を図ります。

【主な取組】 ※ [] …取組みの方向性

- ・ 認知症対応型共同生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護の整備 **【拡充】**
- ・ 上記以外の施設・居住系サービスの確保 **【継続】**

(1) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

- 特別養護老人ホームに入所する要介護者に対し、入浴や食事等の日常生活上の支援や、機能訓練、療養上の世話等を行います。
- 平成 28 年度に鳥取県が実施した「鳥取県内特養待機者状況等調査（平成 28 年 4 月 1 日現在）」の結果から、本市の特別養護老人ホームの自宅待機者は 115 人で、このうち特に緊急度の高い要介護者 4 ～ 5 の待機者は 56 人となっています。第 5 期計画で整備を進めていた施設（70 床×2 施設）が平成 26 年度に順次稼働したこともあり、待機者は平成 26 年以降年々減少傾向にあります。

第 7 期計画においては、高齢者が在宅での生活が困難となった場合でも、自宅やその住み慣れた地域で継続して暮らしていくことができるよう、24 時間対応可能な地域密着型サービス（定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護）の整備の促進や居住形態・サービスの多様な選

択肢の確保を可能とするための小規模施設（認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）、地域密着型特定施設入居者生活介護）の整備を行うこととしており、また、介護保険料とのバランスも考慮し、特別養護老人ホームの新たな整備は行わないこととします。

区分	単位	第6期			第7期		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
介護老人福祉施設	人／月	984	992	978	992	992	992

※H29年度以降は見込

（２）介護老人保健施設

- 介護老人保健施設に入所する要介護者に対し、在宅復帰を目指して、看護、医学的管理のもとでの介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行います。
- 介護老人保健施設は一定の整備水準に達しており、また、将来的に介護療養型医療施設からの転換の可能性もあることから、第7期計画においては新たな整備は行わないこととします。

区分	単位	第6期			第7期		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
介護老人保健施設	人／月	728	727	735	735	735	735

※H29年度以降は見込

（３）介護療養型医療施設

- 介護療養型医療施設に入院する長期療養が必要な要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理のもとでの介護及び機能訓練その他の必要な医療を行います。
- 介護療養型医療施設の廃止の期限が6年間延長されて平成35年度末となり、新たな転換先として「介護医療院」が創設されました。

鳥取県が平成29年度に実施した「平成30年度以降における医療・介護療養病床の転換に係る意向調査」では、現時点において市内3施設とも第7期計画期間での介護医療院等への転換意向はありませんでした。今後も事業者の転換意向の把握に努め、転換の意向があった場合は的確な対応を行います。

区分	単位	第6期			第7期		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
介護療養型医療施設	人／月	147	146	143	143	143	143

※H29年度以降は見込

(4) 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）

- 認知症の方に対し、共同生活を営む住居において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行います。
- 日常生活圏域ごとの在宅の認知症高齢者（本市所在の認知症対応型共同生活介護の利用者の中心的な状態像である認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱa～Ⅲbの者）数に対する整備状況を基に、整備率の低い日常生活圏域（日常生活圏域内に未整備の中学校区がある場合は、未整備地域を優先）を中心に4施設（定員9人×4ユニット＝36人）整備します。なお、整備方法については、事業者の運営の安定化を図る観点から、既存事業所の増設（2ユニット化）も可能とします。

区分	単位	第6期			第7期		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
認知症対応型共同生活介護	人／月	213	222	225	234	270	270
介護予防認知症対応型共同生活介護	人／月	2	2	1	1	1	1

※H29年度以降は見込

(5) 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護（介護付き有料老人ホーム等）

- 有料老人ホームなどに入居する方（地域密着型特定施設入居者生活介護においては、29人以下の小規模な有料老人ホームなどに入居する要介護者）に対し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行います。
- 様々なサービスを利用しても在宅での生活が困難となった場合に、必要に応じて日常生活圏域内の介護付き有料老人ホームへの住み替えを可能とするため、地域密着型特定施設入居者生活介護を、日常生活圏域ごとの要介護認定者数に対する整備状況を基に、整備率の低い日常生活圏域を対象に3施設（定員29人以下×3施設）整備します。なお、整備方法については、自宅からの住み替え先の居住施設を確保する観点から、新設での整備に限ります。

区分	単位	第6期			第7期		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
特定施設入居者生活介護	人／月	169	171	176	179	174	168
介護予防特定施設入居者生活介護	人／月	27	27	29	31	36	42

※H29年度以降は見込

区分	単位	第6期			第7期		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
地域密着型特定施設入居者生活介護	人／月	0	21	54	79	166	166

※H29年度以降は見込

（６）地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特別養護老人ホーム）

- 29人以下の小規模な特別養護老人ホームに入所する要介護者に対し、入浴や食事等の日常生活上の支援や、機能訓練、療養上の世話等を行います。
- 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）と同様に、第7期計画においては新たな整備は行わないこととします。

区分	単位	第6期			第7期		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人／月	10	10	16	10	10	10

※H29年度以降は見込

4 介護サービス見込み量の確保

（１）事業者への情報提供

- 市域全体で過不足なくバランスのとれた介護サービスの提供が行われるよう、参入を計画している事業者に対して、本市の施策や日常生活圏域ごとの既存事業所の分布、高齢者人口等の経営判断に資する情報を積極的に提供します。
- 既存事業所に対して、本市のメーリングリストを活用し、本市として独自に法令順守やサービス向上に関する各種情報提供を行い、法令を遵守した適切で安全・安心なサービス提供が行われるよう努めます。

（２）介護サービスのモニタリング調査

- 国や県の各種介護サービス調査の分析を始め、本市が独自に実施している「介護サービス事業所調査」、「高齢者居住施設調査」などの各種モニタリング調査の分析により、介護サービスの需要と供給のバランスの把握に努め、介護保険料とサービスの適正水準を考慮しながら、事業者への情報提供と適切な指導により、サービス見込量の確保に努めます。

（３）地域密着型サービス事業者の指定に係る関係者の意見の反映

- 地域密着型サービス事業者の指定にあたっては、必要に応じて被保険者代表や学識経験者等の外部委員で構成された「鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画作成委員会 地域密着型サービス部会」による意見を反映させ、適切なサービスの確保に努めます。

（４）介護人材の確保及び資質の向上

- 今後も増加する介護ニーズに対応し、質の高いサービスが適切に提供される体制を確保するため、介護人材確保及び資質の向上に向けた取り組みを推進します。

① 介護人材確保への支援

- 介護保険サービス事業者への集団指導等を通じて処遇改善加算による賃金の向上や処遇の改善につなげることで人材の確保を促進します。

② 人材の定着支援

- 介護サービス事業者に対して、労働関係機関との連携の下、労働関係法規の周知と理解を深めるための指導を継続して行い、人材定着（離職防止）を図ります。
- 介護サービス事業所で働く従業者が、仕事に対する誇りとやりがいを持って働きつづけることができるよう、事業者の経営者・責任者等を対象に労働環境の改善などをテーマにした研修を実施します。
- 介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化に向けて、介護ロボットの開発・普及の取り組みが進んでいます。国の動向など情報収集に努めるとともに、介護ロボット導入支援事業の効果検証を踏まえながら、事業者へ情報提供を行うなど、事業者が介護ロボットの活用に向けた検討を行うために必要な支援を行います。

③ 人材の育成・専門性向上への支援

- 介護従事者のキャリアアップについて、国・県などの施策の活用や介護保険サービス事業者へ情報提供するなどの支援に努めます。

施策の目標 2

安心して暮らし続けるための環境づくり

施策 4 介護保険事業の適正な運営

施策の方向性

- 介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要な過不足ないサービスを、事業者が適切に提供するように促す介護給付の適正化に取り組めます。
- 介護保険サービス事業者への適正かつ効果的な指導監督の実施や事業者自らが質の向上を図るための取り組みを支援し、サービスの質の確保及び向上を図ります。

具体的な施策

1 介護給付費等に要する費用の適正化の推進

- 介護保険の費用は保険料と公費で賄われていることを踏まえ、サービスの質の向上を図り、効率的・効果的な保険給付を提供するため「要介護認定の適正化」「ケアプラン点検」「住宅改修等の点検」「医療情報との突合・縦覧点検」「介護給付費通知」の主要5事業を柱とした介護給付の適正化を推進します。
- 国民健康保険団体連合会の適正化システムのデータを活用して、利用者や事業者ごとの各種指標に対する給付の偏り（認定調査情報と利用サービスの不一致や支給限度額利用ケース等）を抽出して、事業者への確認やケアプラン点検での確認を行います。

（１） 要介護認定の適正化

- 新規の要介護・要支援認定における訪問調査を市職員が行うとともに、更新・変更認定においても、市職員による訪問調査を拡充します。
- 委託訪問調査に関する認定調査票の事前点検を行い、審査会に送付後事務局で内容の再点検・主治医意見書との整合性の確認を行います。疑義があれば市が認定調査員や医療機関に確認します。

【主な取組】 ※ [] …取組みの方向性

- ・ 要介護認定の適正化 **【拡充】**

区分	単位	第6期			第7期		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
認定調査票の点検	件	10,676	10,885	10,909	10,998	11,079	11,217
更新・変更認定の訪問調査（直営）	件	317	164	300	350	375	400

※H29年度以降は見込

（２） ケアプラン点検

- 居宅介護（介護予防）サービス計画の内容について、事業所に資料提出を求め、または訪問調査を行い、介護支援専門員と共に考え、利用者が真に必要なサービスを提供するとともに、その状態に適合していないサービス提供を改善します。点検の結果、明らかになった改善すべき事項の介護支援専門員への伝達、研修会の開催などを実施し、改善状況の確認も行います。

【主な取組】 ※ [] …取組みの方向性

- ・ケアプラン点検 **【拡充】**

区分	単位	第6期			第7期		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
ケアプラン点検	事業所	37	41	20	60	60	60
	件	419	361	130	400	400	400

※H29年度以降は見込

（３） 住宅改修及び福祉用具購入・貸与に関する調査

- 住宅改修事前申請時に改修内容や工事見積書の点検を行うとともに、利用者宅の実態調査や、利用者の状態等の確認及び施工状況の確認を行います。
- 国民健康保険団体連合会の適正化システムで福祉用具購入・貸与品目ごとの単位数のばらつき等を調査し、平均から乖離しているものについては、事業所に不公平な価格設定になっていないかを確認します。

【主な取組】 ※ [] …取組みの方向性

- ・住宅改修の点検及び福祉用具購入・貸与調査 **【継続】**

区分	単位	第6期			第7期		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
住宅改修施行状況の確認	件	0	3	3	5	5	5
福祉用具購入 ・貸与調査	回	0	0	1	2	2	2

※H29年度以降は見込

(4) 縦覧点検及び医療費との突合（国民健康保険団体連合会委託事業）

- 介護サービス利用者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払い状況（請求明細書内容）を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数算定日数等の点検を行い、請求内容の誤りを早期発見します。
- 国民健康保険等の入院情報と介護保険の給付情報を突合し給付日数やサービスの整合性を点検し、医療と介護の重複請求の排除を図ります。

【主な取組】 ※ [] …取組みの方向性・縦覧点検・医療費との突合 **【継続】**

区分	単位	第6期			第7期		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
縦覧点検	件	2,369	2,086	2,100	2,200	2,200	2,200
医療費との突合	件	13,488	13,154	13,300	13,500	13,500	13,500

※H29年度以降は見込

(5) 介護給付費通知

- 介護サービス利用者に対して事業者からの介護報酬の請求及び費用の給付状況等について通知することにより、受給者や事業者に対して適切なサービスの利用と提供を啓発します。

【主な取組】 ※ [] …取組みの方向性・介護給付費通知 **【継続】**

区分	単位	第6期			第7期		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
介護給付費通知	回	3	3	3	3	3	3

※H29年度以降は見込

2 介護保険サービス事業者に対する指導監督

- 介護保険サービス事業者に対して集団指導等を通じ、法令等の周知や運営に関する指導を実施し、法令順守の徹底及び介護サービスの質の向上を図ります。
- 法令順守の徹底を図るため、介護保険サービス事業者に対して業務管理体制の整備に係る指導の強化に取り組むとともに、必要に応じて検査を実施します。
- 介護保険法の一部改正に伴い、平成30年度より居宅介護支援事業者の指定・指導権限が鳥取県から移譲されるとともに、平成30年度の中核市への移行に伴い、居宅サービス等の介護保険サービス事業者の指定・指導権限も鳥取県から移譲されることから、指導・検査体制の整備により、効率的かつ効果的な指導監督の実施に取り組めます。

【主な取組】 ※〔 〕…取組みの方向性

- ・介護保険サービス事業者への指導監督に係る取組み **【拡充】**

3 介護サービスの質の確保及び向上

(1) 介護サービス情報の公表と第三者評価の活用

- 介護サービス情報の公表制度は、介護保険制度の基本理念である「利用者本位」「高齢者の自立支援」「利用者による選択（自己決定）」を、現実のサービス利用の際に保障するための仕組みであり、利用者による介護事業所の選択を支援することを目的としています。公表する情報は事業者が報告したものであり、介護サービスの種類ごとに共通項目の情報を、毎年専用のホームページ上で一般に公表しています。

また、福祉サービス第三者評価とは、社会福祉法人等の提供する福祉サービスの質を、事業者及び利用者以外の公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価を行う制度であり、その結果は独立行政法人福祉医療機構のホームページ（WAMネット）で公表されています。この評価事業への取組みは、事業者の任意となっており幅広い活用には至っていませんが、事業者が主体的にサービスの質を高めていこうという姿勢の表れとして、高く評価できます。

いずれも利用者のサービス又は事業者選択に資する制度ですので、利用者はもとより介護支援専門員や地域包括支援センターの専門職員に対して様々な機会を通じて本制度の周知に努め、積極的な活用を推進していきます。

(2) 運営推進会議の適切な運営の確保

- 地域密着型サービス事業所が設置する運営推進会議において、提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保及び地域との交流を図っています。地域密着型サービス事業者に対して、適宜、指導・助言を行い、運営推進会議の適切な運営を確保していきます。

(3) 介護相談員の派遣の推進

- 介護相談員派遣等事業は、申し出のあった介護事業所に対して市町村が介護相談員を派遣することにより、利用者から介護サービスに対する疑問や不満等を聞き、事業者や行政の間に立って、問題解決の手助けを行い、あわせて介護サービスの質の向上を図る事業です。

介護サービスの苦情は、事後的な対応が中心ですが、本事業では苦情に至る事態を未然に防止することを目指しています。また、介護事業所の運営基準では、市町村が介護相談員を派遣する事業に対して協力するよう努力義務規定が設けられています。

本市においては、「あんしん介護相談員」を平成 29 年度に 4 人増員し、10 人体制で介護事業所を日々訪問して利用者の声に耳を傾けています。今後、さらなる派遣先の拡大に取り組み、介護サービスの質の向上に努めていきます。

【主な取組】 ※ [] …取組みの方向性

- ・あんしん介護相談員派遣事業 **【継続】**

施策の目標 2

安心して暮らし続けるための環境づくり

施策5 認知症施策の推進

施策の方向性

- 認知症への理解を深めるための普及・啓発をさらに推進していきます。
- 認知症の早期診断・早期対応に重点を置くとともに、認知症の人の希望が尊重され、尊厳が守られた上で、認知症予防をはじめ、認知症と診断された人やその家族等介護者の支援といった、医療や介護サービスの提供もあわせ、切れ目のない認知症施策を進めます。

具体的な施策

1 認知症への理解を深め、地域で見守り・支え合う体制づくり

- 認知症に対する正しい知識を持つことが、本人や周囲の人の気づきにつながるなど重要なことであり、毎年開催している認知症フォーラムなどの講演会、学習会など様々な機会を通じて情報提供に取り組みます。さらに介護予防の重要性とあわせて、認知症予防の啓発活動も継続して実施します。
- 認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する応援者である「認知症サポーター」の養成を行うとともに、その養成講座の講師役となる「認知症キャラバン・メイト」の増員にも取り組みます。
- 緊急時の迅速な安全確保を目的に、認知症高齢者等の住所や氏名といった情報を、地域包括支援センターに登録し、この情報を必要に応じて警察署や関係支援機関と共有する「認知症高齢者等安心見守り登録制度」の普及に向けた広報を実施します。
- 認知症高齢者等の日ごろの見守りや、緊急時に関係機関への連絡にご協力いただく「認知症高齢者等ご近所見守り応援団協力店登録店」の普及に取り組みます。

【主な取組】 ※ [] …取組みの方向性

- ・ 認知症サポーター養成講座の開催 **【継続】**
- ・ 認知症高齢者等安心見守り登録制度の普及 **【継続】**
- ・ 徘徊高齢者位置検索システムの利用支援 **【継続】**
- ・ 認知症高齢者等ご近所見守り応援団協力店登録店の普及 **【継続】**

区分	単位	第6期			第7期		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
認知症サポーター	延べ人数	14,479	15,425	16,317	17,317	18,317	19,317

※H29年度以降は見込

2 居場所づくりや介護者支援の充実

- 認知症の人と地域の医療機関や介護サービス、支援機関、さらには地域活動やサロン活動へとつなぐコーディネーター役を担う「認知症地域支援推進員」の配置を継続し、認知症の人の支援体制の構築に引き続き取り組みます。
- 認知症の人やその家族、地域住民、さらには福祉の専門職など、誰でも気軽に立ち寄ることができる集いの場として、認知症カフェの新たな設置を推進します。
- 認知症高齢者等の介護者の相談受けや、介護や医療の情報提供など、適切に支援できるよう組織強化や人材育成など体制の充実に図ります。
- 認知症の人の介護者を対象とした交流事業を毎月開催し、医療や介護の専門職が家族介護者の不安や身体的・精神的な負担の軽減に取り組みます。
- 家族に代わって認知症高齢者等の話し相手をする「やすらぎ支援員」を派遣し、家族介護者の休息時間の確保に取り組みます。併せて、利用者の増加に対応するため、やすらぎ支援員の育成にも取り組みます。

【主な取組】 ※ [] …取組みの方向性

- ・ 認知症地域支援推進員の設置 **【継続】**
- ・ 認知症カフェの支援 **【継続】**
- ・ 認知症高齢者等やすらぎ支援員派遣事業の実施 **【継続】**

区分	単位	第6期			第7期		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
認知症カフェ	箇所	5	7	8	9	10	11

※H29年度以降は見込

3 早期診断・早期対応に向けた体制の充実

- 医療や介護の専門職がチームをつくり、認知症の人やその家族に対する初期段階の支援を包括的・集中的に行い、適切な支援に結びつける「認知症初期集中支援チーム」の活動の充実に取り組みます。

- 市民や医療・介護関係者に対して、認知症の状態に応じて受けられるサービスや相談機関など、適切なケアの流れを明らかにした「認知症ケアパス」（認知症相談・安心ガイドブック）の普及に取り組みます。

【主な取組】 ※ [] …取組みの方向性

- ・ 認知症初期集中支援チームの活動 **【拡充】**
- ・ 認知症ケアパスの普及 **【継続】**
- ・ 認知症予防教室の開催 **【継続】**

4 若年性認知症の支援

- 若年性認知症の診断を受けた方は、仕事や子育ての問題など、高齢者とは異なる課題を抱えておられます。若年性認知症の人やその家族の生活や就労といった支援体制の構築を検討し、必要な施策に取り組みます。
- 若年性認知症に対する理解を市民に深めていただくよう情報提供に取り組みます。

【主な取組】 ※ [] …取組みの方向性

- ・ 支援のあり方を検討 **【新規】**

施策の目標 2

安心して暮らし続けるための環境づくり

施策 6 生活支援サービスの充実

施策の方向性

- NPOや福祉事業者、地縁組織などが、多様な生活支援サービスを提供し、地域福祉の担い手となっていただく環境づくりを進めます。
- 地域福祉活動などの「互助」の取組みが一層広がりをもつよう、地域で福祉に取り組まれている皆さんとの連携を深めていきます。
- 介護が必要な人やその家族、あるいはひとり暮らし高齢者の世帯といった福祉の支援が必要な皆さんが、自立し安定した日常生活を送ることができるよう、高齢者福祉サービスの提供を継続します。

具体的な施策

1 生活支援体制の充実

- 「生活支援コーディネーター」が、生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進するために、地域において資源開発（地域に不足するサービスの創出、サービスの担い手の育成等）やネットワーク構築（関係者間の情報共有・連携体制づくり等）に取り組めます。
- 鳥取市生活支援・介護予防サービス検討会（第1層協議体）では、生活支援コーディネーターの活動支援や介護予防・生活支援サービスの創設、地域福祉の充実・強化や情報共有を目的とした話し合いの場（第2層協議体）の設置に向けた検討など、施策の推進について検討する場として開催します。

【主な取組】 ※〔 〕…取組みの方向性

- ・生活支援コーディネーターの配置 **【継続】**
- ・鳥取市生活支援・介護予防サービス検討会（第1層協議体）の開催 **【継続】**
- ・各地域の話し合いの場（第2層協議体）の設置推進 **【拡充】**

区分	単位	第6期			第7期		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
生活支援コーディネーター	配置数	1	4	7	7	7	7

※H29年度以降は見込

2 在宅生活を支援する福祉サービスの推進

(1) 在宅での安心生活を支援する福祉サービスの提供

ア 生活管理指導員派遣サービス

生活機能の低下が認められる要介護・要支援の状態になるおそれのある高齢者で、家事等の基本的な生活習慣が充分でない人を対象に、在宅での自立した生活の継続を支援するため、日常生活に関する指導を行う指導員を派遣します。

イ 安心ホットラインサービス

高齢者のみの世帯等を対象に、急病や災害などの緊急時に簡単な操作で通報することができる装置を貸与します。通報を受けると受信センターは、本人の承諾に基づき事前登録された協力員へ安否確認を要請、場合によっては必要に応じて救急車の出動要請を行う仕組みとなっています。

ウ ひとり暮らし高齢者等福祉電話設置援助サービス

安心ホットラインサービスの利用が必要で、かつ経済的に電話開設・維持の自己負担が困難な市民税非課税の高齢者のみの世帯を対象に、電話加入権及び電話機の貸与、電話の開設及び電話回線の使用並びに撤去に必要な費用を助成します。

エ 寝具丸洗い乾燥消毒サービス

65歳以上で要介護1～3の認定を受けた在宅の市民税非課税の高齢者のみの世帯の人、あるいは65歳以上の在宅で要介護4または5の認定を受けた人を対象に、寝具の丸洗い、乾燥、消毒のサービスを提供します。

オ 日常生活用具購入助成サービス

認知症又は身体機能の低下等により火の管理に不安のある住民税非課税世帯のひとり暮らしの高齢者等を対象に、「電磁調理器」、「自動消火器」のいずれかの購入費の一部を助成します。

カ ファミリーサポートセンター（生活援助型）サービス

清掃など軽易な家事援助を受けたい高齢者と、支援をしたい人の仲介を行います。

キ 配食サービス

食事の準備ができない、または栄養のバランスの取れた食事を作ることができない虚弱高齢者のみの世帯等を対象に、栄養のバランスのとれた食事の配達とともに、安否確認を行います。

ク 生活管理指導短期宿泊サービス

生活機能の低下により要介護・要支援の状態になるおそれのある高齢者で、家事等の基本的な生活習慣が充分でない人を対象に、養護老人ホームで生活習慣・体調等の改善を図る支援を行います。

ケ 軽度家事援助サービス

在宅の高齢者のみの世帯およびこれに準ずる世帯で市民税非課税世帯を対象に、病気や骨折等により、一時的に生活機能が低下し、軽易な日常生活上の援助が必要

な場合、応急的に援助員を派遣し、食事・食材の確保、掃除、ゴミ出し等の家事援助サービスを提供します。

コ はり、灸、マッサージ施術費助成事業

次のいずれかに該当する所得税及び市民税が非課税かつ加入している国民健康保険や後期高齢者医療の保険料が納付済みの方に、はり、灸、マッサージ施術に要する費用の一部を助成し、高齢者の福祉の向上を図ります。

- ①後期高齢者医療保険の被保険者
- ②昭和19年4月1日までに生まれた方

【主な取組】 ※〔 〕…取組みの方向性

- ・生活管理指導員の派遣 **【継続】**
利用者数（H27）8（H28）7
- ・安心ホットライン（緊急通報サービス）の提供 **【継続】**
設置台数（H27）434（H28）407
- ・ひとり暮らし高齢者福祉電話の設置援助 **【継続】**
貸与数（H27）40（H28）39
- ・寝具丸洗い乾燥消毒サービスの提供 **【継続】**
利用者数（H27）37（H28）34
- ・日常生活用具購入費の助成 **【継続】**
助成件数（H27）5（H28）7
- ・ファミリーサポートセンター（生活援助型）の運営支援 **【継続】**
依頼会員数（H27）777（H28）866
協力会員数（H27）490（H28）498
- ・配食サービスの提供 **【継続】**
月平均利用者数（H27）83（H29）82
- ・生活管理指導短期宿泊の提供 **【継続】**
利用者数（H27）2（H28）7
- ・軽度家事援助員の派遣 **【継続】**
延べ利用者数（H27）26（H28）25
- ・はり、灸、マッサージ施術費助成事業 **【継続】**
利用者数（H27）398（H28）333

（2）家族介護者を支援する福祉サービスの提供

ア 家族介護用品購入費への助成

要介護4または5の同居の市民税非課税の高齢者等を在宅で介護する市民税非課税世帯の家族を対象に、紙おむつ、尿取りパット、使い捨て手袋、清拭剤等、本市

が認める介護用品の購入に使えるクーポン券を交付します。

イ 家族介護慰労金の支給

過去1年間、介護保険サービスを利用していない要介護4または5の同居の市民税非課税の高齢者を、在宅で介護している市民税非課税世帯の家族を対象に、慰労金を支給します。

ウ 家族介護者の交流支援

在宅で高齢者を介護する家族や介護に関心を持っている人を対象に、介護による孤独感や不安を解消するため、情報交換や学習会などの交流が図れる機会を提供します。

エ 家族介護教室の開催

高齢者を介護する家族等を対象に、介護方法、介護予防、介護者の健康づくり等に関しての知識や技術を習得できる教室を開催します。

【主な取組】 ※ [] …取組みの方向性

- ・家族介護用品購入費の助成 **【継続】**
利用者数 (H27) 154 (H28) 110
- ・家族介護慰労金の支給 **【継続】**
支給件数 (H27) 2 (H28) 3
- ・家族介護者交流会の開催支援 **【継続】**
参加者数 (H27) 120 (H28) 74
- ・家族介護教室の開催 **【継続】**
参加者数 (H27) 83 (H28) 75

施策の目標 2**安心して暮らし続けるための環境づくり****施策 7 権利擁護施策の推進****施策の方向性**

- 成年後見制度は、認知症等により判断能力が不十分であるために契約などの法律行為における意思決定が困難な高齢者等に対し、成年後見人等がその判断能力を補うことでその人の生命財産を擁護しようとするもので、これまでの取り組みを拡充し利用促進に努めます。
- 高齢者虐待防止のため、地域包括支援センターを中心に地域の関係者や介護保険事業所などと連携し、虐待の早期発見や早期対応に取り組むとともに、高齢者虐待について理解を深めるための啓発活動を推進します。

具体的な施策**1 成年後見制度の利用促進**

- 成年後見制度の利用に関する相談受付や法人後見の受任を行っている「とっとり東部権利擁護支援センター（通称：アドサポセンターとっとり）」、「鳥取市権利擁護支援センターかけはし」と連携を図りながら、成年後見制度の利用を促進します。
- 法定後見開始の審判の申立ては本人、配偶者あるいは4親等内の親族が行うこととされていますが、本人に親族がいない、あるいは親族がいても法定後見開始の審判の申立てを行うことが期待できないときは、市長が申立てを行います。
- 後見人等には弁護士や司法書士、社会福祉士といった専門職が家庭裁判所の選任を受けて業務に従事されますが、申立件数の増加に対応し、さらにはきめ細かい支援により市民に身近な制度とするため、多くの皆さんにこの制度の担い手となっていただく必要があります。市社会福祉協議会では、市民後見人養成講座を開催し、市民後見人の育成と活動支援に取り組んでいます。さらに支援を強化していきます。

【主な取組】 ※ [] …取組みの方向性

- ・ とっとり東部権利擁護支援センターへの運営支援 **【継続】**
- ・ 成年後見制度利用支援事業（申立費用、後見人等報酬助成） **【継続】**
- ・ 市長による法定後見の開始の審判の申立て **【継続】**
- ・ 市民後見人の育成 **【継続】**

区分	単位	第6期			第7期		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
とっとり東部権利擁護支援センター 相談受付	件	1,234	1,236	1,250	1,300	1,300	1,300
成年後見制度利用 支援事業（申立費用）	件	21	16	8	20	20	20
成年後見制度利用 支援事業（後見人等報酬）	件	21	30	35	35	35	35
後見開始の審判の 市長申立て	件	26	23	10	25	25	25
市民後見人養成講座 座終了者	人	19	13	13	15	15	15

※H29年度以降は見込

2 成年後見制度の利用の促進に関する基本計画の策定

- 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づき、本市の成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「本市計画」という。）を策定します。
- 保健・医療・福祉と司法を含めた支援体制「地域連携ネットワーク」を構築し、中核となる機関が後見人等の受任者調整や、権利擁護支援の必要な人の発見・支援、早期段階からの相談・対応についてネットワーク関係者と連携を図りながら、成年後見制度の利用支援に取り組みます。
- 地域連携ネットワークの中核となる機関を設置し、後見人等受任者の調整や親族後見人や市民後見人等の相談対応に取り組みます。

【主な取組】 ※ [] …取組みの方向性

- ・本市計画の策定 **【新規】**
- ・権利擁護の地域連携ネットワークの構築 **【新規】**
- ・地域連携ネットワークの中核機関設置 **【新規】**

3 高齢者虐待の防止及び早期発見

- 虐待通報に際しては、各地域包括支援センターが窓口となり、組織的に迅速かつ適切な対応を行い、困難事例については「とっとり東部権利擁護支援センター」の専門職や法テラスの弁護士とも連携しながら対応を行います。
- 高齢者虐待等で一時的に虐待者と分離、保護が必要な場合は、あらかじめ確保している契約施設において一時的に保護します。
- 老人福祉法に基づくやむを得ない事由による措置により、虐待を受けている高齢者を一時的に特別養護老人ホームで保護します。
- 高齢者虐待について周知・啓発に取り組みます。
- 民生委員児童委員協議会を始めとする団体や、介護保険事業所、医療機関、警察等の関係機関で構成する「高齢者虐待防止ネットワーク協議会」を開催し、情報の共有及び相互に相談しやすい体制を構築することで、虐待の早期発見や早期対応、虐待防止に取り組みます。

【主な取組】 ※ [] …取組みの方向性

- ・地域包括支援センターを中心とした高齢者虐待対応 **【継続】**
- ・短期宿泊による虐待者との分離・保護 **【継続】**
- ・やむを得ない措置による虐待者との分離・保護 **【継続】**
- ・「高齢者虐待防止ネットワーク協議会」の開催 **【継続】**

区分	単位	第6期			第7期		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
高齢者虐待通報受理	件	46	46	50	50	50	50
短期宿泊による対応	件	1	1	3	2	2	2
やむを得ない措置による対応	件	1	1	1	2	2	2

※H29年度以降は見込